

平成 23 年 5 月 18 日

ガス消費機器設置工事監督者の資格有効期間が延長された皆様へ  
(平成 22 年度再講習の振替・追加開催のお知らせ)

特監法に基づく指定講習機関  
製品評価技術基盤機構 (NITE)  
製品安全センター

この度の東日本大震災でお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当機構では「特定ガス消費機器の設置工事監督に関する法律（特監法）」に基づき指定講習機関として講習事業を実施しております。この度の震災により被災された地域に、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）」が適用されたことを受け、経済産業省告示第四十四号（官報公示）により対象地域に住民登録されているガス消費機器設置工事監督者の方に対して、資格の有効期間が本年 8 月 31 日まで延長される特別措置が適用されました。さらに同告示の対象地域以外に住民登録されている場合でも特別措置法第 3 条第 3 項の規定に基づく申出を行うことで同様に資格の有効期間が延長されました。

上記の特別措置が適用される方は、再講習（3 年に一度の更新講習）を 8 月 31 日までに受講いただければ資格の有効期間が更新（平成 26 年 3 月 31 日まで）されます。

（対象地域※（災害救助法が適用された市町村（東京都を除く））：岩手県、宮城県及び福島県の全域並びに青森県、茨城県、栃木県、千葉県及び長野県のそれぞれの一部地域）

このため、当機構はこの度の特別措置によって資格の有効期間が延長され、再講習の受講権利を有するガス消費機器設置工事監督者の方々を対象とした再講習を下記日程により振替・追加開催します。当会場の開催案内につきましては、平成 22 年度再講習の受講申込者及び当機構に住居登録され当該特別措置に該当されると思われる未申込者の方々には個別に案内文書を本日（5/18）送付しておりますが、住所変更等でご案内できない方もおられますので当機構ホームページでも周知いたします。

下記再講習について、受講を希望される方は下記の受講希望の申出期限までに別添の受講希望票にその他の必要事項も記入して下記まで送付（郵送・FAX・メール・TEL）くださるようお願い申し上げます。受講を希望された方には、折り返し受講に必要な事項（書類）についてご連絡させていただきます。

## 記

### 再講習の開催計画

都道府県	開催日	開催会場	受講希望の申出期限
東京都	平成 23 年 6 月 22 日 (水)	全国家電会館 東京都文京区湯島 3-6-1	6 月 03 日 (金)
宮城県	平成 23 年 7 月 13 日 (水)	ショーケー本館ビル 宮城県仙台市青葉区五橋 2-11-1	6 月 20 日 (月)

※災害救助法が適用された市町村の詳細情報については、以下をご参照ください。

(厚生労働省 HP へのリンク)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015dbd.html>

※本件に関する問い合わせ先及び送付先

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

製品評価技術基盤機構製品安全センター

講習業務課 担当者：篠崎、青柳、柳岡

TEL (03) 3481-1935

FAX (03) 3481-8199

E-mail : kosyu@nite.go.jp

別添

FAX送信先：(03) 3481-8199

受講希望票

受講希望会場	<input type="checkbox"/> 全国家電会館（文京区）	<input type="checkbox"/> ショーケー本館ビル（仙台市）
(ふりがな) 氏名		資格証 番号
住所	〒	
TEL	(自宅)	(携帯)

送付先：151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

製品評価技術基盤機構製品安全センター講習業務課 行